

関門医療センター受託実習生受入に伴う取扱規則

(趣旨)

第1条 関門医療センターにおいて、委託による実習生を受け入れる場合、この規則の定めるところによる。

(委託機関)

第2条 この規則に基づき、関門医療センターに学生・生徒等の実習の委託ができる機関は、看護師・准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師等の医療技術者の養成を目的とする、国公立若しくは私立の学校又は養成所（「養成機関等」という。）とする。

(手続き)

第3条 養成機関等の長は、学生・生徒等の実習を関門医療センターに委託しようとするときは、学生・生徒等の氏名・実習の期間・内容等を記載した所定の書面（別紙第1号様式、または養成機関等が準備した別紙第1号に準ずる様式）を添えて、病院長に提出しなければならない。

2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、病院等の業務に支障がなく委託を適当と認めた場合に限り、実習を許可することができる。

3 病院長は、前項の規定により実習を許可するときは、これを養成機関等の長に書面（別紙第2号様式、または養成機関等が準備した別紙第2号に準ずる様式）で通知する。

(実習の期間)

第4条 前条第2項の規定により実習を許可された学生・生徒等（以下「受託実習生」という。）の実習の期間は、受入を許可する日の属する会計年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第5条 受託実習生の養成機関等の長は、受託実習料を納入しなければならない。

2 受託実習料は、実習を実施する月の前月の末日までに、当該実施月の分を徴収するものとする。ただし、4月実施の受託実習料は4月20日までに徴収するものとする。

3 受託実習料の額は、関門医療センターが別表に定める額とする。なお、養成機関が提示した額が関門医療センターが定める額を上回る場合はこの限りではない。

(実習義務)

第6条 受託実習生は、関門医療センターの諸規則を守り、かつ、病院長の指示に基づき実習しなければならない。

(実習開始時の説明)

第7条 病院長は、受託実習生に対して、実習開始時に病院の概要や実習中に想定しうる事故、職業感染などについて説明を行う。

(損害賠償等)

第8条 養成機関等の長は、当該受託実習生の故意又は過失により医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令等の定めるところにより、損害賠償等の責任を負うものとする。

(実習許可の取り消し)

第9条 受託実習生が第6条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は当該実習生の実習を停止させ、又は第3条第2項の許可を取り消すことができる。

2 病院長は、前項の規定により実習を停止させ、又は実習の許可を取り消すときは、これを養成機関等の長に通知する。

(細則)

第10条 この規程に定めるほか、受託実習生に関して必要な事項は病院長が定める。

附 則 この規則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則	平成	7年	4月	1日	一部改正
	平成	9年	4月	1日	一部改正
	平成	16年	4月	1日	一部改正
	平成	26年	11月	1日	一部改正
	平成	27年	4月	1日	一部改正
	平成	28年	4月	1日	一部改正
	平成	29年	4月	1日	一部改正
	平成	29年	8月	29日	一部改正
		(平成	30年	4月	1日 施行)
	令和	元年	7月	19日	一部改正

別表

実習受入部署	単価
薬剤部以外	1人1日につき2,000円(税抜) ※ただし、先方からこれを上回る額を提示された場合はその額とする。 ※下関看護専門学校については1人1日につき 平成30年4月1日から600円(税込) 平成31年4月1日から1,000円(税抜)とする。
薬剤部	1人1実習期間につき300,000円(税込)

平成31年度 継続適用